

平成 22 年 5 月 21 日

各位

本社所在地 神奈川県相模原市中央区小山一丁目1番10号
会社名 株式会社エフオーアイ
代表者 代表取締役社長 奥村 裕
(コード番号: 6253 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役専務管理部門長 上 島 正和
電話番号 042-700-3010 (管理部門直通)

破産手続開始の申立て及び保全管理命令に関するお知らせ

当社は、本日（平成 22 年 5 月 21 日）開催の取締役会において破産手続開始の申立てを行うことを決定し、同日東京地方裁判所に対して破産手続開始の申立てを行い、受理されますとともに、同裁判所より同日付で保全管理命令が発令されましたので下記の通りお知らせいたします。

市場関係者様ならびにお取引先各位におかれましては、多大なるご迷惑をお掛けする事態となりましたことを心よりお詫び申し上げます。

-記-

1. 申立ての理由

当社は、上場申請時に提出した有価証券報告書に売上高を過大に計上するなどした虚偽の決算情報を記載し、100 億円規模の粉飾決算があったとして、平成 22 年 5 月 12 日に、金融商品取引法違反容疑で証券取引等監視委員会の強制調査を受け、同月 18 日には東京証券取引所より整理銘柄に指定され、同年 6 月 19 日に上場廃止となることが決定しました。これにより、取引金融機関から預金債権を凍結されたことから、事業継続が困難となり、破産手続開始の申立てに至りました。

関係者各位におかれましては、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを重ねて深くお詫び申し上げます。

2. 概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 申 立 日 | 平成 22 年 5 月 21 日 |
| (2) 保 全 管 理 人 | 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号丸の内三井ビル
シティニューワ法律事務所
Tel 03-6212-5712 Fax 03-6212-5700
弁護士 松田耕治 |
| (3) 申 立 裁 判 所 | 東京地方裁判所 |
| (4) 事 件 番 号 | 平成 22 年 (フ) 第 8700 号 |

(5) 事 件 名 破産手続開始申立事件

3. 負債総額等

債権者数 約 330 名

負債総額 約 92 億円

4. 今後の見通し

今後に関しましては保全管理人の下で資産の保全が行われますとともに、保全管理人により詳細に破産原因、粉飾決算の内容、経緯等について調査される予定です。

今後、破産手続開始が決定されましたら、改めてお知らせ致します。

以上

<ご参考>

当社の概要

商 号 株式会社エフオーアイ

本店所在地 神奈川県相模原市中央区小山一丁目 1 番 10 号

設立年月日 平成 6 年 10 月 17 日

代 表 者 代表取締役社長 奥村 裕
代表取締役専務 上畠 正和

資 本 金 94 億 8592 万 4600 円

発行済株式数 26,743,300 株